大串　博志　内閣府大臣政務官に任命する（各通）
園田　康博　同
福田　昭夫　総務大臣政務官に任命する（各通）
主濱　了　同
森田　高　法務大臣政務官に任命する
谷　博之　同
中野　譲　外務大臣政務官に任命する（各通）
加藤　敏幸　同
浜田　和幸　同
三谷　光男　財務大臣政務官に任命する（各通）
吉田　泉　同
城井　崇　文部科学大臣政務官に任命する（各通）
神本美恵子　同
藤田　一枝　厚生労働大臣政務官に任命する（各通）
津田弥太郎　同
仲野　博子　農林水産大臣政務官に任命する（各通）
森本　哲生　同
北神　圭朗　経済産業大臣政務官に任命する（各通）
柳澤　光美　同
津川　祥吾　国土交通大臣政務官に任命する（各通）
津島　恭一　同
室井　邦彦　同
高山　智司　環境大臣政務官に任命する
下條　光康（下条みつ）　防衛大臣政務官に任命する（各通）
神風　英男　同
末松　義規　内閣総理大臣補佐官に任命する（各通）
手塚　仁雄　東日本大震災復興対策を担当させる
同　政治主導による政策運営及び国会対策を担当させる
同　外交及び安全保障を担当させる
同　内政の重要政策に関する省庁間調整を担当させる
水岡　俊一　政治主導による政策運営及び国会対策を担当させる（以上九月五日）
白石　研二　願に依り本官を免ずる（九月六日）

外務省

本多　平直　（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部参事官）外務事務官
倉光　秀彰　欧州局政策課長に転任させる
礒部　博昭　（在モントリオール日本国総領事館総領事）同
嶋﨑　郁　辞職を承認する
小林　弘裕　（在スリランカ日本国大使館参事官（公使））同
上原　孝史　警察庁に出向させる（以上八月二十九日）
神谷　武　（長官官房付）警視監
佐藤　英夫　外務事務官（大臣官房）に転任させる
髙橋　邦夫　辞職を承認する（以上八月三十一日）
山中　誠　（在バングラデシュ日本国大使館参事官（公使））外務事務官
坂田　東一　（アルジェリア国駐箚）特命全権大使
高松　明　パラグアイ国駐箚を命ずる
橋本　栄治　（バーレーン国駐箚）同
粗　信仁　イスラエル国駐箚を命ずる
村上　秀徳　（スリランカ国兼モルディブ国駐箚）同
長島　昭久　ネパール国駐箚を命ずる
山崎日出男　（待命（科学技術協力担当））同
小林　弘裕　ポーランド国駐箚を命ずる
庄司　隆一　特命全権大使
川田　司　タンザニア国駐箚を命ずる
佐渡島志郎　同
新井　勉　ウクライナ国駐箚を命ずる
佐藤　悟　同
清水　武則　スロバキア国駐箚を命ずる
小林　正雄　同
福田　米藏　モザンビーク国駐箚を命ずる
天野　万利　同
井上　進　スリランカ国兼モルディブ国駐箚を命ずる
花田　吉隆　同
角　茂樹　ボスニア・ヘルツェゴビナ国駐箚を命ずる
久枝　譲治　同
冨永　純正　ボツワナ国駐箚を命ずる
堀之内秀久　同
越川　和彦　ナイジェリア国駐箚を命ずる
岡村　善文　同
横井　裕　アルジェリア国駐箚を命ずる
大村　昌弘　同
沼田　幹男　バングラデシュ国駐箚を命ずる
植野　篤志　同
金杉　憲治　カメルーン国駐箚を命ずる
河原　節子　同
浅利　秀樹　モンゴル国駐箚を命ずる
齋木　尚子　同
相星　孝一　ガボン国駐箚を命ずる
鈴木　量博　同
梨田　和也　軍縮会議日本政府代表部在勤を命ずる
小川　正史　同
青木　豊　ジンバブエ国駐箚を命ずる
髙橋　博史　同
浅利　秀樹　コートジボワール国兼トーゴ国駐箚を命ずる
同　東ティモール国駐箚を命ずる
同　バーレーン国駐箚を命ずる
同　オマーン国駐箚を命ずる
同　コンゴ民主共和国駐箚を命ずる
特命全権公使　在中華人民共和国日本国大使館在勤を命ずる
外務事務官（国際協力局長）に採用する
外務事務官（在シカゴ日本国総領事館総領事）に採用する
外務事務官（大臣官房外務報道官）に採用する
（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官
外務事務官（大臣官房）に転任させる
人事院に出向させる
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部）外務事務官
大臣官房審議官に昇任させる
（大臣官房参事官（国会担当））同
領事局長に昇任させる
国会担当を免ずる（国際協力局政策課長）同
大臣官房在外公館課長に配置換する（大臣官房総務課長）同
大臣官房参事官に配置換する
アジア大洋州局に併任する
アジア大洋州局南部アジア部に併任する（国際協力局緊急・人道支援課長）同
大臣官房に配置換する
人事院規則十一―四第三条第一項第一号により休職にする
休職の期間は平成二十五年八月三十一日までとする（大臣官房在外公館課長）同
国際協力局政策課長に配置換する（大臣官房会計課長）同
大臣官房総務課長に配置換する（大臣官房人事課人事企画官）同
大臣官房調査官に昇任させる
大臣官房人事課に併任する（経済局政策課企画官）同
国際協力局緊急・人道支援課長に昇任させる（国際情報統括官付情報分析官）同
国際情報統括官付国際情報官（第二国際情報官室）に昇任させる
（大臣官房）同
大臣官房参事官に配置換する
国会担当を命ずる（同）同
復職させる
大臣官房参事官に配置換する
報道・広報担当を命ずる
大臣官房広報文化交流部に併任する
（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同
大臣官房に転任させる
人事院規則十一―四第三条第一項第一号により休職にする
休職の期間は平成二十五年八月三十一日までとする